

貸与制における保証の問題について（御要望）

日本弁護士連合会

第4回会議で、有識者委員からの「保証機関が保証を拒絶することはないのか。申し込みをすれば貸与は必ず受けられるとの理解でよいか」との質問に対し、菅野雅之最高裁判所事務総局審議官から「金融機関が断るだろうという前提では考えてはいません。特殊な事例があれば、その金融機関が最終的にどう判断するかということはあるのかもしれませんが、まずそういう事態は起こらないだろうという前提で物事を考えておりました」との御説明がなされました。これを受けて、保証機関が保証を拒絶することはなく、したがって申し込みをすれば貸与は必ず受けられることが確認された、という整理で第4回会議は終了したように思われます（第4回会議議事録16頁、20頁）。

しかし実際には、最高裁判所は、指定保証機関が保証を拒絶することもあるという前提に立って、株式会社オリエントコーポレーションとの間で包括保証契約を締結しています（別紙「包括保証契約書」）。

包括保証契約書

第3条第4項 乙が、第1項の丙の保証委託に基づく保証契約の締結に承諾しない場合は、甲にその旨を連絡し、甲は丙に対して、その旨を連絡し、貸与規則第4条第1項第1号の保証人を立てるように促すものとする

* 甲は最高裁判所、乙は㈱オリエントコーポレーション、丙は修習資金の貸与を受ける者

包括保証契約書では、保証の諾否の判断基準につき修習資金貸与制の趣旨に基づき指定保証機関を拘束するような特段の規定を設けていません。他方、通常の業としての保証と同様に、指定保証機関が信用状況の調査を行うことが前提とされています（別紙「保証委託約款」）。

保証委託約款

第8条 私は、この保証に関して、私の財産、収入、信用等について保証会社から調査を受けても異議を述べないものとします。

そうすると、たとえば 奨学金・教育ローンで既に多額の債務を負担している者、親族の保証人として多額の保証債務を負担している者、起業に失敗して自己破産した経歴のある者など、「必ず保証を受けられる」とは言えない者は十分想定できます。そうであるとすれば、上記の最高裁審議官からの御説明は、誤解を招く恐れがあります。

申し込みをしても貸与を受けられないことがあるとすれば、経済的事情により法曹への道を断念する事態を生ずる恐れがあるということです。これは制度の根幹に関わる問題点ですので、取りまとめを行う前提として、最高裁判所からいま一度正確な御説明をいただくよう要望します。

I D		
裁判所 使用欄	受付日	
	承認番号	

※ 修習資金IDを付与されている者は、「ID」欄に修習資金IDを記載すること

保証委託書(兼保証委託契約書)

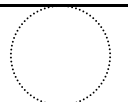
平成 年 月 日

株式会社オリエントコーポレーション 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする者/□受けている者/□受けていた者)ですが、修習資金に係る債務について、貴社の債務保証を受けたいので、別添「個人情報の取扱いに関する条項」に同意の上、申請します。

保証していただいた場合、別添保証委託約款の事項を遵守し、債務弁済の義務を履行します。

申請者

氏名 (自署)	フリガナ 氏	名	押印欄 	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生 年 月 日	西暦 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日
	フリガナ (〒 -)	都道府県				
現住所						
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))						※市外局番等は、左詰めにし、間に「-」を記入
配偶者の有無	<input type="checkbox"/> ①有 <input type="checkbox"/> ②無					
世帯人数(申請者含む)	<input type="checkbox"/> ①1人 <input type="checkbox"/> ②2人以上					
居住区分	<input type="checkbox"/> ①自己所有 <input type="checkbox"/> ②家族所有 <input type="checkbox"/> ③社宅・官舎 <input type="checkbox"/> ④借家(一戸建) <input type="checkbox"/> ⑤賃貸マンション <input type="checkbox"/> ⑥公団・公営 <input type="checkbox"/> ⑦アパート <input type="checkbox"/> ⑧寮 <input type="checkbox"/> ⑨その他					
居住年数	_____年					

(注意) 本申請書の申請内容は、申請日現在の状況を記載すること。

保証料支払委託書

最高裁判所 御中
株式会社オリエントコーポレーション 御中

上記保証委託書による保証委託契約に基づいて、私が株式会社オリエントコーポレーションに支払うべき保証料については、修習資金の交付の際に貸与金額からあらかじめ差し引いて支払うこととしてください。ただし、最終の貸与単位期間以降に株式会社オリエントコーポレーションに保証を委託する場合には、株式会社オリエントコーポレーションが指定する方法により、所定の保証料を一括して株式会社オリエントコーポレーションに支払い、その旨を最高裁判所に届け出ます。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名(自署) _____



(注意) 押印は、必ず2箇所にする。

私は、最高裁判所から貸与される修習資金に係る債務について貴社の債務保証を申請するにあたり、下記「個人情報の取扱いに関する条項」に同意します。

平成 年 月 日

氏名（自署） _____ 印

個人情報の取扱いに関する条項

第1条（個人情報の収集・利用・保有）

申込者は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）との本契約に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（保証審査・途上与信を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報（本契約時に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、家族構成、居住状況等）
- ②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、保証料、保証期間等）
- ③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）
- ④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）
- ⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書等に記載された事項）
- ⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの）
- ⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

第2条（最高裁判所からの個人情報の提供）

申込者は、申込者が修習資金の貸与を受けるために最高裁判所に提供した個人情報のうち本契約に必要な個人情報を、当社が最高裁判所から提供を受けることに同意します。

第3条（個人情報の委託）

申込者は、最高裁判所の承諾を受けて当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第4条（個人情報の提供・利用）

申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1) 提供する第三者 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という（注2））。
第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (2) 提供する第三者 サービサー会社である下記会社。
第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル 5・6階	03-3222-0277
リファース債権回収株式会社	東京都豊島区要町1-9-1	03-5995-2450

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。
- (2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

第6条（本条項に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。

第7条（本契約が不成立の場合）

申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第8条（お問合せ窓口）

本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

第9条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション (<http://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、最高裁判所から裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条の2第1項の規定に基づく修習資金（以下、単に「修習資金」という。）の貸与を受けるに当たり、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、保証会社に委託する保証の範囲は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「貸与規則」という。）に基づき貸与を受けた修習資金の元金返還及び延滞利息支払の債務（以下「修習資金返還債務」という。）の全額とします。

2 前項の保証の期間は保証契約の成立から修習資金返還債務の履行の完了までの期間とし、裁判所法、貸与規則その他法令の定めるところにより返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(保証料)

第3条 私は、保証会社の保証により修習資金の貸与を受けるときは、貸与規則第2条1項にいう貸与単位期間（以下「貸与単位期間」という。）ごとに、その期間における修習資金の貸与額1,000円につき21円の保証料（以下「所定の保証料」という。）を支払います。ただし、貸与規則第2条第1項の修習期間（以下「修習期間」という。）終了後に保証委託申請をした場合には、保証委託申請の時点における修習資金返還債務の残高に対して年0.21%を基準として保証する月数（第4条第1項ただし書きによる保証契約の成立の日の属する月から私が最高裁判所に対して負う第2条第1項の債務の履行完了を予定する日の属する月までの月数）に応じてその総額を算出した額の保証料を支払います。

(保証契約の成立)

第4条 保証契約は、最高裁判所が第1条の保証委託に基づき保証会社から保証を証する書面の提出を受けて私に対する修習資金の貸与決定を行うことにより成立するものとします。ただし、修習資金の貸与決定がなされた後に保証委託申請が行われる場合、最終の貸与単位期間の開始日以前に最高裁判所が保証会社から保証を証する書面の提出を受けたときには、その提出により、その後であるときは、次条第3項の保証料の振込みがあった旨を最高裁判所が保証会社に通知することにより、成立するものとします。

2 私は、前項の保証契約成立後、貸与規則第4条第1項第1号の保証人への変更を最高裁判所に申請しません。

(保証料の支払い等)

第5条 保証料の支払方法は、私が貸与を受ける修習資金から所定の保証料の額を最高裁判所が差し引き、これを最高裁判所が保証会社に送金する方法とし、この場合、所定の保証料を差し引いた修習資金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。

2 私が、保証会社に保証を委託する前に貸与規則第2条第1項の修習資金の交付を受け

ている場合には、その期間における交付を受けた修習資金の額に対応する所定の保証料の総額を保証契約の成立後、私が最初に貸与を受ける修習資金から最高裁判所が差し引き、これを最高裁判所が保証会社へ送金する方法により一括して支払うものとします。

3 前項の規定にかかわらず、保証契約の成立が最終の貸与単位期間の開始日の翌日以降である場合には、私が保証会社に対し、保証料の総額を保証会社の指定する日までに保証会社の指定する金融口座に一括して振り込んで支払い、その旨を最高裁判所に届け出るものとします。

4 私が、繰上返還を行い、又は、修習資金返還債務の全部又は一部の免除を受けた場合でも、法令に基づき返戻を要するときを除き、支払済みの保証料については返戻されないものとします。

(保証の形態)

第6条 保証会社が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(個人情報の保証機関への提供等)

第7条 私は、修習資金の貸与を受けるために最高裁判所に提供した個人情報で、第1条の保証に必要な個人情報を保証会社に提供することに異議を述べないものとします。

2 この保証に関する保証会社における個人情報の取扱いについては、保証会社が最高裁判所と協議して別に定めた別添の「個人情報の取扱いに関する条項」によることとし、第1条の保証の委託の申請に当たり、その内容に同意する旨の書面を提出します。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、私の財産、収入、信用等について保証会社から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、貸与規則第8条第1項各号の事由に基づく最高裁判所の請求（ただし、貸与規則第6条第4号に掲げる事由が生じたときを除く。）又は第2項各号に掲げる事由が生じたことにより期限の利益を喪失し、保証会社が最高裁判所から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、保証会社は私に対し何ら通知することなく、保証会社と最高裁判所との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済することができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

なお、貸与規則第8条第2項各号に掲げる事由が生じた場合には、直ちに最高裁判所に届け出るものとします。

2 保証会社の前項の弁済によって最高裁判所に代位する権利の行使に関しては、貸与規則その他最高裁判所が定める事項のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、保証会社は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、保証会社が前条の規定により代位弁済したときは、保証会社に対し、前条により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに支払います。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について保証会社が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を保証会社に返済する日までの日数に応じ、返済すべき金額に対し

て年6.0パーセントの割合の遅延損害金を保証会社に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(返済の充当順序)

第11条 私の支払う金額が、この保証委託から生じる私の保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(管轄裁判所の合意)

第12条 私は、この約款に関して紛争が生じた場合は、私の住所地及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

個人情報の取扱いに関する条項

第1条（個人情報の収集・利用・保有）

申込者は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）との本契約に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（保証審査・途上与信を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報（本契約時に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、家族構成、居住状況等）
- ②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、保証料、保証期間等）
- ③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）
- ④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）
- ⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書等に記載された事項）
- ⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの）
- ⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

第2条（最高裁判所からの個人情報の提供）

申込者は、申込者が修習資金の貸与を受けるために最高裁判所に提供した個人情報のうち本契約に必要な個人情報を、当社が最高裁判所から提供を受けることに同意します。

第3条（個人情報の委託）

申込者は、最高裁判所の承諾を受けて当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第4条（個人情報の提供・利用）

申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1) 提供する第三者 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という（注2））。

第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

- (2) 提供する第三者 サービス会社である下記会社。

第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町1-3ニッセイ半蔵門ビル5・6階	03-3222-0277
カファサービス債権回収株式会社	東京都豊島区要町1-9-1	03-5995-2450

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。
- (2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

第6条 (本条項に不同意の場合)

当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。

第7条 (本契約が不成立の場合)

申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第8条 (お問合せ窓口)

本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

第9条 (条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション (<http://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

【保証委託書(兼保証委託契約書)記載例】

「保証委託書(兼保証委託契約書)」及び「個人情報の取扱いに関する条項」は、各2通提出してください(1通はオリエンコーポレーション用、1通は最高裁判所用)。

保証委託書(兼保証委託契約書)

株式会社オリエンコーポレーション 御中

平成 22 年 9 月 〇 日

いずれかにチェックを入れてください。

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(受けようとする者 / 受けている者 / 受けていた者) ですが、修習資金に係る債務について、貴社の債務保証を受けたいので、別添「個人情報の取扱いに関する条項」に同意の上、申請します。

保証していただいた場合

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称名は不可)。フリガナは、必ず記載してください。

スタンプ式(シャチハタ)の使用はできません。保証料支払委託書及び「個人情報の取扱いに関する条項」にも同じものを使用してください。

申請者

氏名(自署)	フリガナ シ ホウ 氏 司法	名 イチ ロウ 一郎	押印 司法	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年 西暦 1982年09月27日
現住所	フリガナ サイタマケン ワコウシ ミナミ (〒) 埼玉県 都道府県 和光 市区町村 南2-3-8-201				
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	048-460-XXXX ※市外局番				
配偶者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ①有 <input type="checkbox"/> ②無				
世帯人数(申請者含む)	<input type="checkbox"/> ①1人 <input checked="" type="checkbox"/> ②2人以上				
居住区分	<input type="checkbox"/> ①自己所有 <input type="checkbox"/> ②家族所有 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④借家(一戸建) <input type="checkbox"/> ⑤賃貸マンション <input type="checkbox"/> ⑥公団・公営 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦アパート <input type="checkbox"/> ⑧寮 <input type="checkbox"/> ⑨その他				
居住年数	5 年				

現住所は正確に記載してください。

いずれかにチェックを入れてください。

いずれかにチェックを入れてください。

いずれかにチェックを入れてください。

「居住区分」で選択した住居に居住している年数を記載してください。

(注意) 本申請書の申請内容は、申請日現在の状況を記載すること。

保証料支払委託書

最高裁判所 御中
株式会社オリエンコーポレーション 御中

上記保証委託書による保証委託契約に基づいて、私が株式会社オリエンコーポレーションに支払うべき保証料については、修習資金の交付の際に貸与金額からあらかじめ差し引いて支払うこととしてください。ただし、最終の貸与単位期間以降に株式会社オリエンコーポレーションに保証を委託する場合には、株式会社オリエンコーポレーションが指定する方法により、所定の保証料を一括して株式会社オリエンコーポレーションに支払い、その旨を最高裁判所に届け出ます。

現住所を正確に記載してください。

平成 22 年 9 月 〇 日

住所 埼玉県和光市南2-3-8-20

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称名は不可)。

氏名(自署) 司法 一郎

(注意) 押印は、必ず2箇所にすること。

スタンプ式(シャチハタ)の使用はできません。保証委託書(兼保証委託契約書)と同じものを使用してください。

包括保証 契約書

最高裁判所（以下「甲」という。）及び株式会社オリエントコーポレーション（以下「乙」という。）は、裁判所法（昭和22年法律第59号、以下同じ。）第67条の2第1項の規定に基づき甲から修習資金の貸与を受ける者（以下「丙」という。）が甲に対して負担する債務を司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号、以下「貸与規則」という。）第4条第1項第2号に基づき乙が保証すること（以下「保証」という。）に関して、次の条項により包括保証契約を締結し、甲及び乙は信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の名称等）

第1条 契約の名称、保証対象、保証内容及び保証料は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 修習資金の貸与に係る保証
- (2) 保証対象 平成22年11月から平成26年11月までの間に開始される司法修習につき、その開始時又は途中で採用される司法修習生に対する修習資金の貸与のうち、平成22年9月9日から平成27年12月の甲が別途定める日までの間に、丙から甲に対し、書面による乙への保証委託の申請（以下「保証委託申請」という。）があったもの。
- (3) 保証内容 甲が丙に対して行う修習資金の貸与について丙が甲に負担する修習資金の返還債務その他一切の債務に対する貸与規則第4条第2項に基づく連帯保証
- (4) 保証料 貸与規則第2条第1項にいう貸与単位期間（以下「貸与単位期間」という。）ごとに、その期間における修習資金の貸与額1,000円につき21円。ただし、貸与規則第2条第1項の修習期間（以下「修習期間」という。）終了後に保証委託申請があった場合には、保証委託申請の時点における修習資金返還債務の残高に対して年0.21%を基準として保証する月数（第4条第1項ただし書きによる保証契約の成立の日の属する月から丙が甲に対して負う(3)の債務の履行完了を予定する日の属する月までの月数）に応じてその総額を算出する。この場合の保証料額は、乙が算定し、甲に通知するものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（保証委託）

- 第3条 乙に対する保証委託は、丙が甲の別途定める保証委託約款を了承の上、甲に対し乙に保証を委託する旨を記載した書面を提出することにより保証委託申請を行い、甲が速やかに同書面を乙に送付することによりなされるものとする。
- 2 乙は、前項の丙の保証委託に基づく保証契約の締結を承諾した場合は、丙に係る保証を証する書面（以下「保証を証する書面」という。）を甲に提出する。
 - 3 乙は、保証を証する書面を甲に提出するときは、同書面に通知日としてその提出日を記載するものとする。
 - 4 乙が、第1項の丙の保証委託に基づく保証契約の締結に承諾しない場合は、甲にその

旨を連絡し、甲は丙に対して、その旨を連絡し、貸与規則第4条第1項第1号の保証人を立てるように促すものとする。

(保証契約の成立)

第4条 前条第2項による保証を証する書面の提出があったときは、甲及び乙における丙に係る個別の保証契約は、甲が丙の貸与申請に対する貸与決定をすることにより成立するものとする。ただし、甲が丙の貸与申請に対する貸与決定をした後に保証を証する書面の提出を受けた場合には、それが最終の貸与単位期間の開始日以前であるときは、その提出により、その後であるときは、次条第2項の保証料の振込みがあった旨を甲が乙に通知することにより、成立するものとする。

2 保証を証する書面の有効期間は、同書面記載の通知日から90日とする。

3 甲が丙の申請に対する貸与決定がされ又ははされていたときは、甲は乙に対してその旨を通知する。

(保証料の支払い等)

第5条 甲は、甲及び乙における丙に係る保証契約が成立したときは、乙に対し、保証契約が成立した日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（保証契約が成立した日（修習期間の開始日前であるときは当該開始の日に成立したものとみなす。）が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）の修習資金から第1条第4号本文に定める保証料を差し引いた上、当該保証料の合計額を保証料を差し引いた月の末日までに乙の指定する金融機関の口座へ振り込んで支払うものとする。ただし、保証料を差し引く第1回目の貸与単位期間前に、丙が甲から修習資金の交付を受けている場合には、第1回目に差し引いて支払うべき保証料の額は、それまでに丙が受けた修習資金に対する各貸与単位期間の保証料の総額を合算したものとす。

2 前項の規定にかかわらず、保証契約の成立が最終の貸与単位期間の開始日の翌日以降である場合には、丙は、乙に対し、保証料の総額を乙の指定する日までに乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

3 甲は、第1項本文の保証料の支払いについて、丙から甲に委任する旨の書面の提出を受けて行うものとする。

4 甲は、丙が第2項の保証料の支払いをした場合、丙からその旨の書面の提出を受けるものとする。

(保証債務の履行手続)

第6条 甲は、丙が貸与規則第8条第1項本文の請求に基づく丙の甲に対する第1条(3)の残債務を履行しない場合は、甲は乙に対し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「規程」という。）第21条の2に基づき、直ちに納付書により第1条(3)の保証債務の履行を請求するものとする。ただし、丙に貸与規則第6条第4号に掲げる事由が生じた場合はこの限りではない。

2 丙に貸与規則第8条第2項各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合についても、前項と同様とする。

3 乙は、前二項により甲から保証債務の履行を請求されたときは、納付書を受理した日から起算して30日以内に保証債務の全額を一括して支払うものとする。

4 第1項又は第2項の場合、納付書送付と同時に、甲は、乙に対し、当該履行に係る丙

の修習資金の貸与及び返還に関する書類の謄本を引き渡すものとする。

(保証債務履行の延期又は免除)

第7条 前条第1項及び第2項の規定は、裁判所法第67条の2第3項の規定に基づき甲が丙につき修習資金の返還の期限を猶予したとき又は同条第4項の規定に基づき甲が丙につき修習資金の全部又は一部の返還を免除したときは、これを適用しない。ただし、甲が丙につき修習資金の返還の期限を猶予した後に貸与規則第8条に掲げる事由が生じたときは、この限りでない。

(保証債務履行の免除)

第8条 次に掲げるときは、乙は、保証債務の履行の責めを負わない。

(1) 第6条第1項又は第2項の規定により甲が乙に保証債務の履行の請求ができる時から30日以内に保証債務の履行の請求を行わなかったとき、ただし、甲が、第6条第2項の規定により甲が乙に保証債務の履行の請求ができたことを丙が甲に同項の事由が発生したことを届け出なかったこと等により過失なくして知ることができなかった場合には、甲が知ったときから30日以内とする。

(2) 甲が、故意又は重大な過失により債権の保全を怠り、若しくは取立てをすることを怠ったため、丙の甲に対する第1条(3)の債務の弁済を受けることができなかったとき。

(貸与実行及びその状況の報告)

第9条 甲は、乙の保証に係る修習資金を丙に交付した場合には、その都度、遅滞なく交付日及び交付額を乙に通知するものとする。

2 甲は、乙に対し、乙の保証に係る丙の修習資金返還債務の毎月の履行状況について遅滞なく通知するものとする。

(資金の管理等)

第10条 甲は、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号、以下「債権管理法」という。)及びその関係法令に定めるところにより、修習資金の貸与に係る債権の管理に関する事務の適正に努めるものとする。

2 甲は、乙の保証に係る丙に次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、その旨を遅滞なく乙に通知するものとする。

(1) 規程第21条に規定する事由が生じたこと。

(2) 債権管理法第17条第1号から第4号まで又は第7号若しくは第8号に掲げる事由が生じたこと。

(3) 債権管理法第18条第2項又は第3項に掲げる事由が生じたこと。

(4) 丙の住所、勤務先その他甲に届け出た事項が変更されたこと。

(第三者への保証委託)

第11条 乙は、保証に関する業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、保証に関する業務の一部を第三者に委託することについて、書面による甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、受託者の名称その他の必要な事項を甲に通知しなければならない。

(秘密の保持等)

第12条 乙は、この契約に際し知り得た甲及び丙の秘密を他に漏らし、又は他の目的に

使用してはならない。

2 乙は、甲から交付された書類等の取扱いについて十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、乙（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を将来に向かって解除することができる。

(1) この契約の条項に違反した場合

(2) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(3) その他乙の責めに帰する事由によりこの契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、乙の負担とする。

(乙の契約解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約の条項に違反したため、保証を中止し、又は保証の遂行が不可能になった場合には、この契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、甲の負担とする。

(違約金)

第15条 前二条の規定により契約が解除された場合には、乙又は甲は、甲が保証料として契約期間内に支払った金額の10分の1に相当する金額を甲又は乙の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲の請求に基づき、甲が保証料として契約期間内に支払った金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、乙に対して、独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第51条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方

法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当販売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときはこの限りでない。

- (5) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における総徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙又は乙の代理人の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲が保証料として契約期間内に支払った金額の10分の1に相当する額のほか、同金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決）

第17条 この契約書の各条項において甲及び乙が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、甲及び乙の協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲及び乙が協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担するものとする。

（契約の疑義）

第18条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合には、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が別名押印の上、各自これを保有する。

平成22年7月27日

甲 東京都千代田区幸町4番2号
最高裁判所
契約担当官
最高裁判所事務総局総理局長

林 道 昭



乙 東京都千代田区麹町五丁目2番1号
株式会社オリエンテーション
代表取締役

西 田 宣 正

